

# 議 案 目 次

(令和4年12月16日提出)

議案 番号	件 名	備 考
20	気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	

議案第20号

気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和4年12月16日提出

提出者	気仙沼市議会議員	村上佳市
賛成者	同	千葉慶人
同	同	秋山善治郎

提案理由

気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の改正に準じ，所要の改正をするものである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（平成18年気仙沼市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「12月に支給する場合には100分の162.5」を「12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「6月に支給する場合には100分の162.5，12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は，令和4年12月1日から適用する。  
（給与の内払）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，改正後の議員報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第20号資料

気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
 条例（案）新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 議員には，期末手当を支給する。</p> <p>2 この条例に定めるもののほか，前項の期末手当の額及び支給については，一般職の職員の例による。</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合は，6月に支給する場合においては100分の162.5，<u>12月に支給する場合においては100分の167.5とする。</u></p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乗ずる割合は，6月に支給する場合においては100分の162.5，<u>12月に支給する場合においては100分の162.5とする。</u></p>

(第2条関係：気仙沼市議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員には，期末手当を支給する。</p> <p>2 この条例に定めるもののほか，前項の期末手当の額及び支給については，一般職の職員の例による。</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乘ずる割合は，<u>100分の165</u></p> <hr/> <p>とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において，期末手当基礎額は，議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし，期末手当基礎額に乘ずる割合は，<u>6月に支給する場合においては100分の162.5，12月に支給する場合においては100分の167.5</u>とする。</p>